

京都市オープンデータ推進ガイドライン



平成28年9月

目次

第1章 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 推進の目的	1
2 推進のための基本原則	1
3 オープンデータとして公開するデータ	1
4 重点的な取組によって誘導される効果	2
5 推進体制	3

第2章 オープンデータ推進に関する具体的な取組

1 市民等が利用しやすいデータ活用環境の整備	4
2 市民等との協働によるデータ利活用の促進	4
3 公開に当たって注意すべき事項	5
4 スケジュール	6

(参考)「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」について	6
------------------------------------	---

第1章 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 推進の目的

オープンデータとは、行政機関が保有する公共データのうち、営利目的かどうかを問わず二次利用（データを改変することを含む。）を認め、機械判読に適したデータ形式で公開したデータのことである。

オープンデータの推進については、データの利活用を促進することにより、「市民協働の促進による市民サービスの向上」「地域経済の活性化」「行政の透明性・信頼性の向上」に寄与することを目的としている。

2 推進のための基本原則

- (1) 本市が保有するデータは、個人情報等を除き、積極的にオープンデータとして公開する。
- (2) 市民、大学、市内中小企業等（以下、「市民等」という。）が利用しやすいデータ形式で公開する。
- (3) 営利目的かどうかを問わず活用を促進する。
- (4) 費用対効果等について十分考慮し、効率的に取り組を進める。

3 オープンデータとして公開するデータ

- (1) 対象とするデータ
市政のあらゆる分野において、オープンデータを推進し、既に公開しているデータは、原則としてオープンデータの対象とする。
- (2) 重点的に公開するデータの分野
本市では、これまでから京都の強みを活かしたまちづくりを推進してきたが、社会経済情勢の変化によって、人口減少社会の克服、経済の活性化と安定した雇用の創出、防災・減災の取組による安心安全、文化庁の京都移転を契機とした日本文化の更なる発展など、「次なる一手」となる、より効果的な新しい政策が求められている分野もある。
このため、次に掲げる3つの分野について重点的に取り組むこととし、これまで公開していなかったデータも含め積極的に公開することで、後述の効果が生じるよう誘導する。
これらの取組については、「京プラン実施計画 第2ステージ」、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略に掲げる各事業とも連携し、取り組むこととする。

ア 「観光・産業」

観光イベント情報や市バス・地下鉄の時刻表等の交通情報，伝統産業の品目等の情報，京野菜の販売等に関する情報など，観光振興や産業振興，歩くまち京都の推進，農業振興等の様々な施策に資するデータを重点的に公開していく。

イ 「文化・芸術」

文化施設や文化財に関する情報など，日本文化の発展に寄与するデータを重点的に公開していく。

ウ 「安心安全・防災」

指定避難所や緊急避難場所等の情報，健康・医療・福祉に関する情報，犯罪に関する調査・統計など，安心安全のまちづくりを推進するためのデータを重点的に公開していく。

4 重点的な取組によって誘導される効果

(1) 新たな産業の創出

企業等が保有する本市以外のデータと組み合わせた利活用を促すことで，地域課題に沿ったサービスなど，従来とは違った視点によるサービスや商品等の開発が促進され，新たな産業の創出が図られる。

(2) 市内中小企業の成長促進

とりわけ，市内中小企業においては，新たな産業の創出に加え，マーケティングをはじめとした企業活動の効率化や効果的な経営が図られることで，成長が促進される。

(3) 文化と産業の融合

文化と産業に関するデータの組合せによる利活用を促進することで，伝統産業における新たな商品開発や，現代文化芸術の関連商品開発，文化財の観光資源化が図られる。

(4) 文化・芸術の振興

伝統文化の分野において積極的にデータ化することで，京都が有する様々な文化資源を散逸や劣化，消滅の危機から守り，そのデータを公開することで，更なる国内外への魅力発信にも繋げ，次世代への維持・継承が促進されるとともに，市民の生涯学習にも資する。

(5) 防災意識等の向上

市民が自らの地域における防災・災害データ等を入手できるようにすることで，平時における防災意識等の向上が促進され，また，これらを通じて自らのまちづくりについて考える契機となる。

(6) 観光産業の振興・観光客の安全向上

観光と文化に関するデータ（文化施設，文化財，京の食文化など）の組合せによる利活用を促進することで，より市民のニーズに応じた観光案内ができるようになり，更なる京都観光の魅力向上が図られる。

また，避難場所などの防災データを組み合わせることで，安全な観光ルートを事前に確認できるようになり，観光客の安全向上に繋がる。

(7) 子どもや高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくり

地域に応じた福祉施設や福祉サービス・各種施策の情報を容易に入手できるようにすることで，ソーシャルビジネスをはじめとした新しいサービス等が創出されるとともに，子どもや高齢者等が安心して健やかに暮らせるまちづくりが推進される。

5 推進体制

(1) 適用範囲

ア 京都市情報公開条例において，本市が保有する情報は，広く市民に公開され，適正に活用されることや，市長部局等 はもとより，消防局，教育委員会事務局，交通局，上下水道局についても実施機関の対象とすることが定められていることから，本ガイドラインにおいても，同様の適用範囲とし，市民等が幅広い各種のデータを活用できるよう全庁的に取り組むこととする。

市長部局等とは，京都市事務分掌条例第 1 条に規定する局，会計室，区役所及び区役所支所，市会事務局，選挙管理委員会事務局，区選挙管理委員会事務局，監査事務局，人事委員会事務局並びに農業委員会事務局をいう。

イ 外郭団体が保有するデータについても，オープンデータとして公開し，データの利活用が促進されるよう，各所属で検討を行う。

(2) 定期的な会議の開催

ア 意見交換会等で把握した利用ニーズや活用事例を共有し，市政のあらゆる分野でデータの公開を促進するため，全庁的な会議を定期的で開催する。

イ 京都ならではの取組を推進するため，重点的に公開する「観光・産業」「文化・芸術」「安心安全・防災」に関するデータを保有する所属で構成するワーキングチームを設置する。

第2章 オープンデータ推進に関する具体的な取組

1 市民等が利用しやすいデータ活用環境の整備

(1) オープンデータポータルサイトの整備

市民等が必要なデータを容易に見つけることができるようにするため、本市のオープンデータに関する情報を集約したポータルサイト(カタログサイト)を整備する。

(2) 迅速かつ効率的に公開できる機能の導入

データを保有する各所属の公開作業に係る負担軽減を図るため、データ形式を指定した形式に自動で変換するとともに、作成者や公開日など、必要な付属情報を公開するデータに付与する機能を導入する。

(3) 利用促進に繋がる公開ルール(ライセンス等)の明確化

公開されたデータを市民等に自由に加工、利用してもらうため、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」を導入し、可能な限り広く二次利用を認める。
詳細は巻末参照

(4) 機械判読に適したデータ形式での公開

市民等がアプリケーションの開発や、様々な分野のデータを組み合わせた高度な利用が行えるよう、原則として、機械判読に適したデータ形式で公開する。

(5) 周辺自治体との連携

都市間交流の促進や交流人口の増加を目的とした様々な施策での連携を促すとともに、広域的な観点による課題の把握に繋げるため、周辺自治体に対し、オープンデータを通じた情報共有を働き掛ける。

2 市民等との協働によるデータ利活用の促進

(1) 市民等への取組の積極的な周知

市民等にデータを利活用するイメージを持ってもらうため、ポータルサイトに利活用の先進事例を掲載し、本市のオープンデータの取組を積極的に周知する。

(2) ニーズ把握とアイデアの共有を行う意見交換会等の開催

定期的に意見交換会等を開催し、市民はもとより、大学や市内中小企業のデータ利用に係るニーズを把握するとともに、アイデア、ノウハウ等の共有を図る。

(3) 「まちづくり・お宝バンク」等との連携

「まちづくり・お宝バンク」をはじめ、市民等による主体的な取組提案の募集を行っている事業において、これらの提案ニーズに応じたデータの公開をするなど、各種事業との連携を図る。

3 公開に当たって注意すべき事項

(1) 個人情報等の公開禁止

公開データには、個人情報や機密情報等の京都市情報公開条例に基づく非公開情報はもとより、関連するデータの組合せや照合により個人を識別することができる情報については、含めないこととする。

(2) データ利用に関する条件の明示

ア 利用条件の明示

公開するデータによっては、個人・法人・団体等から取得した情報など、第三者が著作権等の権利を有するものや法的な制約があるものが含まれる場合があり、可能な限り二次利用を認めるよう、データ提供者と調整することとするが、市民等がデータを利用する際は許諾を得ていただくなど、必要な利用条件をデータ公開の際に明示する。

イ 二次利用のための必要な情報及び免責事項の明示

データの公開に当たっては、情報の時点や作成日、作成方法等、二次利用のために必要な情報を可能な限り提供するとともに、オープンデータを利用して生成された情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示する。

(3) データ収集時における納入方法

アンケートや調査など、委託業務の成果物について、そのデータを公開する場合は、システムによる機械判読に適したデータ形式での納入を前提とするとともに、著作権等の取扱いについて受託業者との間で問題が発生することのないよう、必要な事項を契約条項等に記載するなど、受託業者の了解を得るものとする。

(4) 公開の可否や範囲についての検討







オープンデータには、資産価値の減少や犯罪の誘発等、様々なリスクを伴う可能性も少なからずあることから、必要に応じて外部有識者への意見を求めるなど、適切なりスクマネジメントを行う。

4 スケジュール

	28年度	29年度	30年度以降
ポータルサイト		開設・運用	
データ公開		あらゆる行政分野におけるデータを順次公開	
		重点分野におけるデータを順次公開	
連携			
利活用の促進		意見交換会の定期的な開催による利用ニーズの把握	
		全庁的な会議の定期的な開催	
		ポータルサイトにおける利用ニーズの把握	
		ワーキングチームによる検討	
		お宝バンク等における関連事業との連携	
周辺自治体との連携		周辺自治体への働き掛け	

(参考)「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」について

「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」とは、著作物の再利用の条件を示すため、国際的に利用されているルールである。ライセンスは全部で6種類あり、「営利目的」及び「改変」の許可・不許可により以下のとおり分類される。

	イメージ	名称	利用の条件		
			出典表示	営利目的	改変
		CC-BY	必須	許可する	許可する
		CC-BY-NC	必須	許可しない	許可する
		CC-BY-SA	必須	許可する	許可する (二次著作物はライセンスを要継承)
		CC-BY-NC-SA	必須	許可しない	許可する (二次著作物はライセンスを要継承)
		CC-BY-ND	必須	許可する	許可しない
		CC-BY-NC-ND	必須	許可しない	許可しない

本市では可能な限り の「CC-BY」により公開する。